

全国未成線サミット運営業務委託仕様書

1. 委託業務名

全国未成線サミット運営業務委託

2. 適用範囲

本仕様書、赤村（以下「甲」という。）が委託業者（以下「乙」という。）に委託して実施する全国未成線サミット運営業務委託（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

3. 委託業務の目的

全国未成線サミット in 赤村を開催し、全国の未成線団体と連携したイベント及び住民参加型のイベントを実施するとともに、全国に向けて赤村の PR を実施することでさらなる観光誘致、地域活性化につなげる。

4. サミット開催概要

- (1) 名称 全国未成線サミット in 赤村
- (2) 開催日 平成30年10月27、28日の土曜日、日曜日（2日間）
- (3) プログラム及び会場（案） ※時間、場所は変更あり。

日時	プログラム	会場
1日目（土曜日） 12：00～ 12：30～ 13：00～ 14：05～ 15：05～ 16：30～ 17：00～ 18：00～	【シンポジウム】 （登壇者等との打ち合わせ） ①来場者受付 ②開会あいさつ ③特別講演 ④パネルディスカッション ⑤トロッコの会発表及び大会引継 ⑥閉会あいさつ ⑦歓迎祝賀会	①～⑥ 【メイン会場】 赤村住民センター ⑦源じいの森
2日目（日曜日） 10：00～ 11：00～	【あかむらトロッコ列車を活用】 ①源じいの森及び赤駅周辺でのトロッコ列車体験 ②展示・体験イベント等アトラクション ③閉会あいさつ	①～③ 赤駅周辺（赤村役場周辺） ※会場は任意提案による

5. 業務期間

契約締結日から平成30年12月31日

6. 業務に要する経費（事業限度額）

3,000,000 円（税込み）

7. 業務内容

(1) サミットの企画について

- ア 赤村のトロッコ列車をメインに、未成線路線の魅力などを伝えること。
- イ 赤村ならではの魅力発信に努めること。
- ウ 幅広い年齢層も参加できる企画等により、多くのコミュニケーションが生まれる場として誘客を図ること。
- エ 開会セレモニー、アトラクション、大会引継ぎについても効果的な企画を提案すること。
- オ その他、効果的な企画があれば提案すること。

(2) 基調講演

- ア 講師の手配
 - ①今回のサミットの趣旨にある講師を採用することとする。
 - ②講演内容及びスケジュール等についての調整は受託者が行うこととするが、赤村と事前協議を行うこと。
- イ 講師要望に応じた講演準備及び補助
- ウ 講師の交通手段及び宿泊場所の手配
- オ 講師への謝礼及び交通費の支払い

(3) パネルディスカッション

- ア パネルディスカッションの実施
- イ コーディネーター・出演者の選定・手配
 - ①サミットの趣旨等も参考にしながら候補を選定し、提案すること。
また、パネルディスカッションには赤村関係者及びあかむらトロッコの会関係者が参加するため、事前協議が必要である。
 - ②内容及びスケジュール等についての調整は受託者が行うこととするが、必要に応じて赤村も協力するものとする。
- ウ コーディネーター・出演者の要望に応じた準備及び補助
- エ コーディネーター・出演者の交通手段及び宿泊場所の手配
- オ コーディネーター・出演者の謝礼及び交通費の支払い

(4) 全国の未成線団体と連携したイベント

当日参加する全国の未成線団体と連携し、未成線の活用方法や、住民が

関心をもつような魅力を伝えることのできるイベントを実施する。

(5) 住民を対象とした参加型イベント

幅広い年齢層が赤村に興味を持ち、赤村を広く知ることのできるよう事前に計画を行い、多くの方が参加できるイベントでも構わない。

(6) サミットの運営 (PR 媒体)

ア 観光客の誘客のため広報展開を行うこと。

イ サミットを事前に PR するための素材として以下のデザイン・編集・校正・印刷等を行うこと。

①サミット PR 用ポスター A2 縦 100 枚

②サミット PR 用チラシ A4 縦 2,000 枚

(7) サミットの運営 (事前準備)

ア プログラム冊子の作成

本サミット当日配布用として、イベント内容を盛り込んだ冊子のデザイン、校正、印刷を行う。

①サミット用冊子 A4 版 数量 500 部

イ 基調講演、パネルディスカッション等発表データの管理、印刷及び運用会場内でプロジェクター等によりスクリーンへ表示できるように基調講演等で使用する発表データの編集加工を行い、登壇者及びスタッフ用として必要部数を印刷し、イベント当日には進行状況に応じて運用・オペレーションを行う。

ウ 運営計画書 (要員計画含む)、参加者リスト、進行台本、会場レイアウト等作成・印刷

①円滑な運営のため、運営計画書 (要員配置計画も含む)、参加者リスト、進行台本、会場レイアウト、必要なマニュアル等を作成し、スタッフ用として必要部数を印刷配布する。

エ ネームカードの作成

サミット参加者 (来賓、登壇者、発表及び随員職員、報道関係者等) に対し、配布用ネームカードを作成配布する。

オ 本業務を実施するにあたり、赤村と十分協議・調整を行うこと。

(8) サミットの運営 (当日)

ア 運営責任者の配置

運営責任者としての受託者の正規職員を配置すること。

イ アテンド、誘導、受付、音響・映像スタッフ (オペレーター) の配置会場受付、首長や来賓等のアテンド、会場内の誘導、会場の音響、映像機器の運用など必要なスタッフ及びオペレーター等を配置し運用す

ること。

ウ 司会者の配置・進行、司会用ナレーションの作成

サミットを進行する司会者を配置し、司会進行にかかるナレーション等の作成を行うこと。

エ スクリーン及びプロジェクター、パソコン等の準備

パワーポイントで作成されたプレゼンテーション資料や動画などスクリーンに表示するために必要な機器を準備すること。

オ 本業務実施にあたり、保険等必要な手続きをとることとし参加者の全確保、誘導、会場運営のための必要な体制を整えること。

カ 来場者アンケート、来場者数のカウントの実施について来場者のアンケート調査、カウント数を計測すること。

(9) シンポジウム会場における PR パンフレット及び設置

会場内に、PR パンフレットを設置し、参加者に対して PR する場とする。

(10) その他

ア サミット会場等として使用する施設（控え室等含む）及び附属施設については、赤村が協力して手配することとし、その他の借り上げ料等については、経費として計上すること。

イ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて赤村と受託者が協議のうえ定めることとする。

ウ 本業務に必要な費用（打ち合わせに係る旅費、設営・撤去・運搬費用、配達費用、印刷代等）については、すべて委託料にてまかなうこと。

8. 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 委託業務成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）第27条（翻訳権、翻案権等）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定するこれらの権利は甲に帰属する。

(2) 乙は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 乙は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うも

のとする。

9. 事故責任

乙は、管理に従事する者を指揮監督し、管理業務中の事故については、乙において全ての責任を負うものとする。

10. 再委託について

原則として、本件業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全履行するために関与する全ての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託に対する管理方法等を記載した書面を甲に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、本件業務に伴う成果物については、物品等の製造いかに関わらず、乙が最終責任を負うこととし、これが製造者との契約等によって担保されていること。

11. 仕様変更

乙は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議のうえ、承諾を得ること。

12. 損害賠償責任

乙は、管理業務の実施に関し故意又は過失により甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに損害を賠償しなければならない。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は、双方協議のうえ決定する。

13. 委託料の支払い

乙は、業務完了後速やかに甲に業務完了報告書を提出し、甲の完了検査を受け、検査に合格したときは、請求書を提出するものとする。

14. 契約の解除

甲は、乙が、その責めに帰すべき理由によりこの仕様書に定める事項に違反したとき及び契約期間内に業務を履行する見込みがないと明らかに認められるときは、契約を解除することができる。

15. 秘密の保持

乙は、業務の実施にあたり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

16. 乙は、次の成果品を提出する。

なお、詳細については、甲と乙が協議し、決定するものとする。

- (1) 全国未成線サミット運営等業務委託内容仕様書
- (2) 全国未成線サミット運営等業務委託ポスター・チラシ・冊子等
- (3) 上記の電子データ (CD-R)
- (4) 業務実施計画書 (事前)、業務完了報告書
- (5) その他甲が指定するもの

17. 成果品の帰属

本業務における成果品も権利等の帰属は全て甲のものとし、乙は甲の承諾を得ないで他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。

18. この仕様書に定めない事項

この仕様書に定めない事項については、赤村財務規則によるものとし、これらの規則に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて、双方協議のうえ定めるものとする。